

岐阜県警察訓令第 13 号

岐阜県質屋営業法等取扱規程を次のように定める。

平成 12 年 3 月 30 日

岐阜県警察本部長 水田 竜二

岐阜県質屋営業法等取扱規程

岐阜県質屋営業法等取扱規程（昭和 37 年岐阜県警察訓令第 12 号）の全部を改正する。

（総則）

第 1 条 この規程は、質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号。以下「法」という。）、質屋営業法施行規則（昭和 25 年総理府令第 25 号。以下「規則」という。）及び岐阜県質屋営業法施行細則（昭和 37 年岐阜県公安委員会規則第 12 号）の規定に基づく事務処理について定めることを目的とする。

（申請書等の受理）

第 2 条 警察署長（以下「署長」という。）は、許可の申請、許可証の書換え、再交付の申請、変更の届出等に係る提出書類の受理に際しては、添付書類の有無及びその記載内容を確認の上、受理するものとする。

（質屋営業の許可）

第 3 条 署長は、法第 2 条第 1 項の規定による質屋許可申請書（以下「許可申請書」という。）を受理したときは、次の各号に掲げる事項を調査又は審査し、支障がないと認めた場合は、許可するものとする。

(1) 申請書及び関係書類の内容

(2) 法第 3 条第 1 項第 1 号から第 9 号までの基準

(3) 質物保管設備の適否

2 前項第 3 号の調査をする場合は、質物保管設備基準（平成 4 年岐阜県公安委員会告示第 2 号。以下「保管設備基準」という。）に適合しているかどうかを質物保管設備調査書（別記様式第 1 号）により行うものとする。

3 署長は、許可事務の適正な処理を図るため、生活安全担当の幹部に、質屋営業の許可申請に対する検討票（別記様式第 2 号）による総合的な検討を行わせるものとする。

（許可証の作成）

第 4 条 署長は、前条の規定により質屋営業の許可をした場合は、規則第 11 条に規定する許可証（以下「許可証」という。）を、次の各号に掲げるところにより作成して交付するものとする。

(1) 許可証及び許可申請書には、警察署別に一連の許可番号を付し、営業の廃止、許可の取消し等により生じた欠番は、他に充てないこと。

(2) 許可証は、当該許可申請書と契印すること。

（許可上疑義あるものの取扱い）

第 5 条 署長は、許可申請に対する調査又は審査の際、当該申請について許可することに疑義がある場合は、法第 3 条第 2 項の規定により当該申請者から意見を聴取し、証拠の提出を受けた後、当該聴取事項、提出物件の内容、許可することに疑義ある事項及び理由並びに可否決定に関して必要と認める意見を、生活安全部生活安全総務課長（以下「生活安全総務課長」という。）に報告するものとする。

2 前項の申請に対して不許可とする決定をした場合は、速やかに、申請者に不許可通知書（別記様式第 4 号）を交付し、受領書（別記様式第 5 号）を徴するものとする。

（営業者許可台帳の保管）

第6条 署長は、生活安全総務課長から営業者許可台帳（別記様式第3号）の送付を受けた場合は、許可申請書により未記載箇所に必要事項を記載し、保管するものとする。

2 営業者許可台帳の記載事項に変更があった場合は、営業者許可台帳を訂正し、異動事項欄に申請又は届出年月日その他異動内容を記載するものとする。

（営業所の移転の許可）

第7条 署長は、法第4条第1項の規定による営業所の移転に係る営業内容の変更許可申請書を受理したときは、質物保管設備が保管設備基準に適合しているかを質物保管設備調査書により調査し、許可する決定をした場合は許可証を訂正して交付し、不許可とする決定をした場合は不許可通知書を交付し、受領書を徴するものとする。

2 前項の許可をした場合において、移転前の営業所の所在地が他の警察署管内のときは、当該署長から営業者許可台帳の送付を受けるものとする。

（管理者の新設又は変更の許可）

第8条 署長は、法第4条第1項の規定による管理者の新設又は変更に係る営業内容の変更許可申請書を受理したときは、次の各号に掲げる事項を調査し、許可する決定をした場合は許可証を訂正して交付し、不許可とする決定をした場合は不許可通知書を交付し、受領書を徴するものとする。

(1) 申請書及び関係書類の内容

(2) 法第3条第1項第1号から第6号までに該当の有無

（営業内容変更の届出の受理）

第9条 署長は、法第4条第2項の規定による営業内容の変更届出書を受理した場合は、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

(1) 届出書及び関係書類の内容

(2) 変更理由

(3) 法定代理人の変更の場合は、法第25条第3項に該当の有無

(4) 法人の代表者その他業務を行う役員の変更の場合は、法第25条第2項に該当の有無

（質物保管設備変更の届出の受理）

第10条 署長は、規則第9条の規定による質物保管設備変更届出書を受理したときは、変更しようとする部分が保管設備基準に適合しているかを添付書類等により確認するものとし、適合していないと認められる場合は、適合するよう指導するものとする。

（許可証の記載事項の訂正）

第11条 署長は、法第8条第2項の規定による許可証の書換申請書を受理し、許可証の記載事項を訂正した場合は、訂正箇所に岐阜県公安委員会小印を押印し、異動事項欄に必要事項を記入するものとする。

2 許可証の記載事項を訂正する場合で、訂正することにより記載内容が不明確となると認められるとき又は許可証の異動事項欄にそれ以上記載することができなくなったときは、新たな許可証を作成して交付するものとする。この場合において、新たに交付する許可証の交付年月日欄には、旧許可証の交付年月日を記載するものとする。

（許可証の再交付）

第12条 署長は、法第8条第4項の規定による許可証の再交付申請書を受理した場合は、その事実を確認し、必要があると認めるときは、許可証の交付年月日欄に再交付する年月日を記入し、交付年月日欄の左側に再交付である旨を朱書するとともに、異動事項欄に許可年月日

(許可時の交付年月日)を記載して交付するものとする。

(許可証返納の処理)

第13条 署長は、法第9条の規定による許可証の返納を受領した場合は、返納された許可証を廃棄し、営業者許可台帳の異動事項欄に返納年月日及び理由を記載するものとする。

(保管命令)

第14条 署長は、法第23条の規定により質物又は流質物の保管を命じた場合は、保管命令書(別記様式第6号)を交付し、受領書を徴するものとする。

(立入り及び調査)

第15条 法第24条第1項に規定する立入り等は、質物取引市場に盗品等が流入していないかどうかを見極めるとともに、質物の実態を把握し、法に定める質屋の遵守事項が遵守されているかどうかを調査するために行うものとする。

2 法第24条第2項に規定する警察官の身分を証明する証票は、警察手帳とする。

(行政処分の上申)

第16条 署長は、法第25条に規定する質屋の許可の取消し及び営業の停止(以下「行政処分」という。)を必要と認めた場合は、行政処分上申書(別記様式第7号)に関係記録の謄本又は抄本を添えて、遅滞なく生活安全総務課長を経由し、岐阜県公安委員会に上申しなければならない。この場合において、生活安全総務課長は、当該上申に必要と認める意見を付すものとする。

2 署長は、他の警察署管内の営業所に対して行政処分を必要と認めた場合は、遅滞なく当該営業所の所在地を管轄する署長に処分事由を通知し、関係書類の謄本又は抄本を送付しなければならない。

3 前項の通知を受けた署長は、第1項の規定に準じて必要な手続きをとるものとする。

(他の公安委員会への通知)

第17条 署長は、法第27条第1項に規定する違反を認め、他の公安委員会へ通知する必要があると認めるときは、速やかに、生活安全総務課長に報告し、生活安全総務課長は、当該通知の手続きをとるものとする。

(聴聞等の通知)

第18条 署長は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)に規定する聴聞通知書及び送達書(別記様式第8号)を受けた場合は、速やかに、処分をしようとする者に当該通知書を交付し、受領書を徴するものとする。

2 署長は、行政処分を命ずる行政処分通知書(別記様式第9号)及び送達書を受けた場合は、速やかに、被処分者に当該通知書を交付し、受領書を徴するものとする。

(行政処分結果の処理)

第19条 署長は、前条第2項に規定する行政処分通知書を交付した場合は、当該質屋の営業者許可台帳の行政処分欄に交付年月日及び処分内容を記載するものとする。

(質置主の保護等に係る承認)

第20条 署長は、法第4条第2項の規定による廃業若しくは同条第3項の規定による死亡の届出を受領した場合又は法第25条の許可の取消し若しくは営業の停止を命じた場合において、法第28条第3項第1号又は第5項の承認をしようとするときは、質置主の保護のため慎重に取り扱わなければならない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日 岐阜県警察訓令第 17 号）
この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号

決 裁	署 長	副署(次)長	課 長	係 長	主 任	係
警察署長 殿				年 月 日		
				調査者	印	
質物保管設備調査書						
営業所の名称						
営業所所在地						
営 業 者						
上記営業所の質物保管設備について、下記のとおり調査したので報告する。						
調 査 事 項					調 査 結 果	
1	<p>(規模及び構造) 規模及び構造は、その営業の内容に応じて適正なものであるか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 容易に持ち運びが可能なものではない。 (2) 小さすぎて質物の保管が不可能なものではない。 (3) 貴金属、有価証券のみを取り扱う者であって、耐火金庫等小型保管設備を設ける場合は、容易に持ち運びができない重量のもの又は建物の床面等に固定されたものである。</p> </div>					
2	<p>(営業所との距離の制限) 営業所との距離は、次のいずれかに該当しているか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 営業所と同一の敷地内にある。 (2) 敷地の事情等やむを得ない場合で、営業上支障のない近接した敷地内にある。</p> </div>					
3	<p>(防湿措置) 内部は、次の場合を除き、壁及び床を板張構造とするなどの防湿上の措置を講じているか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 防湿上の措置を講じる必要のない質物(貴金属又は有価証等)のみを取り扱うとして耐火金庫型の保管設備を設ける場合 (2) 保管設備が小型であることから、当該保管設備の内部に防湿上の措置を講じることができないため、当該保管設備を設けている建物又は個室に防湿上の措置を講じている場合</p> </div>					(防湿措置を記入)

4	(防火設備)	
	(1) 主要構造部は、次のいずれかに該当する構造であるか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>建築基準法第2条第7号に定める耐火構造である。 公安委員会が と同等の耐火性能を有するものと認められた次の構造である。 ア 建築基準法第2条第8号に定める「防火構造」以上の構造であるが、部分的に「耐火構造」の基準を満たしていないため「耐火構造」に該当しない構造 イ 営業所を譲り受け、又は営業名義人の死亡に伴う相続による申請の場合で「土蔵造」の構造</p> </div>	
	(2) 開口部（建築物の窓、出入口、換気口など外部に向かって開いている部分）には、建築基準法施行令第109条第1項に定める甲種防火戸又は乙種防火戸を設けているか。	
5	(盗難予防設備)	
	(1) 開口部（4(2)に同じ）には、シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅牢な施錠設備を設けているか。 (2) 保管設備の適当な箇所に、防犯上必要な非常ベルその他の非常警報装置を設けているか、あるいは営業所その他に同様の装置があるか。	
6	(防鼠設備) 出入口以外の開口部には、金網等鼠の侵入を防止するための設備を設けているか。	

【解釈基準】

ア（防湿措置）3について

「板張構造」とは、例示であり、必ずしもこれに限定される必要はないが、逆に、これだけで十分であると言えない場合もあることから、保管設備の構造、防湿設備の性能等から総合的に判断する必要がある。

例えば、地盤上に設けている場合は、防湿コンクリート等防湿用建築資材の使用又は除湿のための空調設備を設置するなど防湿措置を十分講じていれば、保管設備の内部が「板張構造」でなくてもよいと認められるが、地下に保管設備を設ける場合は、「板張構造」だけでは防湿措置が十分とは言えず、除湿のための空調設備等を設置する必要がある。

イ（防火設備）4(1)について

「建築基準法第2条第7号に定める耐火構造」とは、鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で建築基準法施行令第107条で定める耐火性能を有するものをいう。

当該判断については、建築士の鑑定書類等により判断することとなる。

ウ（防火設備）4(2)について

「甲種防火戸」とは、建築基準法施行令第110条第1項に規定するものをいい、「乙種防火戸」とは、建築基準法施行令第110条第2項及び第3項に規定するものをいう。

エ（盗難予防設備）5(1)について

「侵入防止のための有効な設備」とは、人の侵入を物理的に阻止し得る物的設備をいい、侵入を防止するために有効と認められる設備であればどのような設備であってもよい。

「堅牢な施錠設備」とは、容易に破壊又は解錠できない施錠設備をいう。

オ（防鼠設備）6について

「鼠の侵入を防止するための設備」とは、鼠の侵入を物理的に阻止し得る物的設備をいい、鼠の侵入を防止するために有効と認められる設備であれば、どのような設備であってもよく、特殊な音を発して鼠の侵入を防止する装置を使用してもよい。

別記様式第2号

決	署長	副署(次)長	課長	係長	主任	係			
裁									
警察署長 殿 年 月 日 検討者 印									
質屋営業の許可申請に対する検討票 申請者 の許可申請については									
意見	A	公安委員会事務専決規程第3条の規定により署長専決で許可されたい。							
	B	許可	許可について疑義があるので、本部への報告が必要である。 (理由等)						
	C	不許可							
添付書類	個人の場合	申請人		管理者を定める場合		法定代理人のある場合		保管設備の構造概要書図面	
		履歴書	住民票又は外登記写し	履歴書	住民票又は外登記写し	履歴書	住民票又は外登記写し		後見の証明書
		適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	
	法人の場合	定款及び登記抄本	* 業務を行う役員		管理者を定める場合		質物保管設備の構造概要書・図面等		【*業務を行う役員とは】 合名会社:社員全員 合資会社:無限責任社員全員 株式会社:代表取締役 有限会社:取締役全員 【添付書類の省略】 すでに質屋・古物商・古物市場主である場合は、法第2条第2項により履歴書等の書類が省略される。
		適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否		
	営業所を譲り受けた場合			営業所を相続した場合					
	譲渡人の承諾書		適・否	相続を証明する書類		適・否			
人的関係	検討事項				営業者	業務役員(法人)	管理者	法定代理人	
	禁錮以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることなくなった後、3年を経過しない者ではないか。				ない ある	ない ある	ない ある	ない ある	
	許可申請前3年以内に、無許可営業により罰金の刑に処せられた者又は他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当な者ではないか。				ない ある	ない ある	ない ある	ない ある	
	住居の定まらない者ではないか。				ない ある	ない ある	ない ある	ない ある	
	営業について成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人ではないか。(その者が質屋の相続人の場合、法定代理人の項が必要)				ない ある	ない ある	ない ある		
	破産者で復権を得ない者ではないか。				ない ある	ない ある	ない ある		
	法第25条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者ではないか。				ない ある	ない ある	ない ある	ない ある	
	同居の親族のうちに に該当する者又は営業の停止を受けている者のある者ではないか。				ない ある				
質物保管設備	質物保管設備基準に適合しているか。				いる ・ いない				

営業者許可台帳

許可証番号			
許可年月日		年 月 日	許可の種類
氏名又は名称		年 月 日生	
住 所 又 は 居 所		TEL	
代 表 者	氏 名	年 月 日生	
	住 所	TEL	
役	氏 名	年 月 日生	
	住 所		
員	氏 名	年 月 日生	
	住 所		

【 営 業 所 】

名 称			
所 在 地		TEL	
管 理 者	氏 名		
	住 所	TEL	

(裏)

役	氏名	年 月 日生
	住所	
	氏名	年 月 日生
	住所	
員	氏名	年 月 日生
	住所	
	氏名	年 月 日生
	住所	

異 動 事 項		

行 政 処 分		

発第 号

不許可通知書

住所又は居所

氏名又は名称 様

年 月 日付けで申請のあった 質屋営業の許可申請に
営業内容の変更許可

については、下記の理由により不許可と決定したので通知します。

年 月 日

理由

岐阜県公安委員会 印

- 1 この処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県公安委員会に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の異議申立てのほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

受 領 書

- 1号 不許可通知書
- 2号 聴聞通知書
- 3号 行政処分通知書
- 4号 保管命令書

上記 号の

(年 月 日付、 発第 号)

正に受領しました。

岐阜県公安委員会 様

年 月 日

住 所

氏 名

印

保管命令書

住所又は居所

氏名又は名称 様

質屋営業法第23条の規定により、次のとおり保管を命じます。

保管すべき物品

保管すべき期間 年 月 日から 日間
年 月 日まで

年 月 日

警察署長 印

- この処分不服があるときは、処分通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。
- この処分不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第7号

決 裁	本部長	生活安全部長	参事官	課長	管理官	課長補佐	課員
年 月 日 生総収第 号							
発第 号 年 月 日							
岐阜県公安委員会 殿							
警察署長							
行政処分上申書							
下記の者に対し行政処分をされたく上申する。							
営 業 者 表 者	(ふりがな)						
	氏名又は名称	年 月 日 (歳)					
	住所又は所在地	〒					
	本(国)籍						
	代 表 者	(ふりがな)					
	氏名	年 月 日 (歳)					
	住所	〒					
	本(国)籍						
許可年月日		年 月 日	許可番号				
営業所の名称							
営業所所在地		〒					
違反事実等							
処分に対する意見							

別記様式第8号

発 第 号

年 月 日

警察署長 殿

岐阜県警察本部長

送 達 書

質屋営業法の規定により

年 月 日 付、岐公委発第 号の

1. 聴聞通知書
2. 行政処分通知書

を別添のとおり送付するので、下記本人に送達の上受領書を徴し報告されたい。

記

受 領 者

住所又は居所

氏名又は名称

行政処分通知書

住所又は居所

氏名又は名称 様

質屋営業法第25条の規定により、下記のとおり行政処分を行いますので通知します。

処分の内容

理由

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。